

論文

神奈川県下の農村における民家の持続と変容

— 神奈川県農会の調査資料からみた大正 10-11 年の民家の様相 —

津 田 良 樹

TSUDA Yoshiki

1 はじめに

『神奈川県下に於ける自作及小作農家四十六カ所の農舎及農地に関する現状』という孔版刷りの帳簿がある。大正 10 (1921) 年から 11 年にかけて神奈川県農会が県下の 46 軒の農家の主屋や収穫物の処理などを行なう小屋など付属屋および耕作地の状況を調べた調査報告書である。⁽¹⁾ この帳簿をもとに、大正 10-11 年の神奈川県下の農村における主屋をはじめ付属の建物などやその敷地の様相を明らかにしたい。さらに、それら大正期の農家の様相が 90 年後の現在、どのようなかたちで持続し、あるいは、どのように変容したかについて検討する予定である。

『神奈川県下に於ける自作及小作農家四十六カ所の農舎及農地に関する現状』について

『神奈川県下に於ける自作及小作農家四十六カ所の農舎及農地に関する現状』(以下、『農舎及農地に関する現状』略記する)は、B4版で、表紙・奥付・緒言・目次に相当する「四十六カ所の細別」がそれぞれ1頁、一調査対象箇所当たり2頁の記事の92頁(農舎に関する記事の1頁、農地に関する記事1頁)からなる。表紙には「大正十一年十月、神奈川県下に於ける自作及小作農家四十六カ所の農舎及農地に関する現状、神奈川県農会」とあり、奥付には「大正十一年十月廿三日発行(非売品)、編輯兼発行人 横浜市本町一丁目三番地(縣庁三階西室)神奈川県農会」とある。

以下に緒言から本書の目的・内容等についてみていこう。

緒言一項には目的が記されている。「本会は農舎と農地の現状を知悉し其の改善を図る資料として本調査を企て幸いに石黒農政課長の指導を得て之を実施す」とあり、農舎・農地の改善をはかるための基礎資料とするのが目的であることがわかる。また、時の農政官僚石黒忠篤⁽²⁾がこの調査を指導していたことも判明する。

二項には調査内容が記される。「農舎に関するもの」と「農地に関するもの」のふたつからなっており、農舎に関するものでは「家族の員数」・「建物の坪数」・「屋敷の地割」・「住宅の間割」・「其他農舎の現状を知るべき事項」、農地に関するものでは「耕地の位置面積」・「道路水路の配置」・「其他農地の現状を知るべき事項」が調べられている。

三項には調査対象およびその選び方が示される。各郡を農業状態により、数区に分け、その区を代表すべき農村をまずは決め、その村において農業を主業とし「相当の成績をあげつつある農家」で、「農業経営の程度はその地方の普通程度を選ぶ」とある。自作農と小作農とを各1戸選ぶのが原則で

表1 『農舎及農地に関する現状』に収録された46軒の新旧住所および居住者名

	大正10-11 (1921-2) 年の住所表記と居住者名		2008年現在の住所表記と居住者名	
1	橋樹郡稲田村東管四、四一七番地	上原茂八	川崎市多摩区管馬場2丁目6-35	上原宏也
2	橋樹郡稲田村登戸二、五七八番地	田中福太郎	川崎市多摩区登戸2578-1	登戸ハイデンス (区画整理で大変化)
3	橋樹郡中原村新城三九五番地	松原興四郎	川崎市高津区新作5丁目17と18	(区画整理で大変化)
4	橋樹郡中原村上小田五四七番地	鹿島甚右衛門	川崎市中原区上小田中	
5	橋樹郡鶴見町東寺尾八一三番地	熊澤萬吉	横浜市鶴見区東寺尾5丁目5-43	シティクレスト東寺尾 (大変化)
6	橋樹郡鶴見町二、三四五番地	池田亀五郎	横浜市鶴見区諏訪坂9-13	(区画整理で大変化)
7	都筑郡柿生村萬福寺一二四番地	鈴木多一郎	川崎市麻生区万福寺124	鈴木カツ・鈴木庸
8	都筑郡柿生村萬福寺二八九番地	中島福太郎	川崎市麻生区万福寺4丁目19	プライムアリーナ新百合ヶ丘 (換地のため位置不明)
9	都筑郡中川村茅ヶ崎九六三番地	金子信	横浜市都筑区茅ヶ崎東1丁目15-3、15-4	金子孝雄
10	都筑郡中川村牛久保一八五番地	深川嘉兵衛	横浜市都筑区牛久保東2丁目21-2	中川小学校体育館脇 (換地により位置不明)
11	都筑郡二俣川村二、〇一六番地	齊藤佐吉	横浜市旭区本村町56-1	斎藤進
12	都筑郡二俣川村二俣川一、九七〇番地の一	入内島留五郎	横浜市旭区本村町7-24と25と26	大久保、工藤、杉原
13	久良岐郡日下村笹下一四三番地	山室象吉	横浜市港南区笹下2丁目30-5	山室敏夫
14	久良岐郡日下村上中里三二四番地	友井庄次郎	横浜市磯子区上中里町324	友井伸太郎
15	鎌倉郡本郷村公田六七三番地	長沼柳蔵	横浜市栄区公田町673	長沼芳人
16	鎌倉郡本郷村小菅ヶ谷二三三六番地	牛尾由蔵	横浜市栄区小菅ヶ谷3丁目	(区画整理により位置不明)
17	鎌倉郡豊田村田谷一、六九一番地	矢島興市	横浜市栄区田谷町1691	矢島寛
18	鎌倉郡豊田村上倉田二二八番地	相澤金蔵	横浜市戸塚区上倉田町230	(交換分合により位置不明)
19	鎌倉郡中川村上矢部一、三四八番地	石渡乙次郎	横浜市戸塚区上矢部町1348	石渡肇
20	鎌倉郡中川村阿久和一六六五番地	相原喜一郎	横浜市瀬谷区阿久和南1丁目10-7	相原勝
21	高座郡綾瀬村深谷四〇一〇番地	比留川忠蔵	綾瀬市深谷上6丁目2-1	ウエルパーク綾瀬深谷店
22	高座郡綾瀬村吉岡九一二番地	飯島徳太郎	綾瀬市吉岡912	飯島輝義
23	高座郡大野村中和田新開四九六七番地	鈴木仙太郎	相模原市南台5丁目10-17	鈴木ビル (区画整理)
24	高座郡大野村中和田新開四九六七ノ四	川島廣吉	相模原市南台5丁目12-12	コスモヒロ南台 (区画整理)
25	高座郡相原村清兵衛新田一〇七一番地	小山藤次郎		
26	高座郡相原村清兵衛新田二三三番地	小山良平	相模原市中央1丁目5-1、5-4	すし屋・焼き肉屋 (区画整理)
27	高座郡麻溝村下溝一一三四番地	政木吉利	相模原市下溝1134	政木晃、政木武
28	高座郡麻溝村當麻五四五番地	上原辰五郎	相模原市当麻545	上原考利
29	高座郡寒川村岡田一五七六番地	橋村豊八	高座郡寒川町岡田4丁目13-36	橋村征夫・そのほか複数
30	高座郡寒川村小谷五八七番地	阿諏訪豊次郎	高座郡寒川町小谷1丁目1-33	阿諏訪竜男
31	中郡大野村真土四九一一番地	平井角左衛門	平塚市東真土1丁目8-18、8-21	平井常雄
32	中郡大野村真土五五一一番地	市川林之介	平塚市東真土3丁目3-3	市川正之・伊藤定雄
33	中郡相川村岡田一、三五九番地	山口廣吉	厚木市岡田5丁目7-7	山口治久
34	中郡相川村長沼六八番地	落合長治	厚木市長沼68	落合俊夫
35	中郡大根村南矢名八九一一番地	高橋初五郎	秦野市南矢名891	高橋
36	中郡大根村真田九四番地	相原由蔵	平塚市真田176	相原秀利
37	中郡吾妻村一色四二二番地	橋川伴蔵	中郡二宮町一色422	橋川史郎・謙司
38	中郡吾妻村中里八一二番地	西山熊次郎	中郡二宮町中里812	西山専三
39	中郡北秦野村菩提一七六四番地	杉崎喜作	秦野市菩提1764	杉崎禎一
40	中郡秦野村三屋七〇番地口号	北村仁三郎	秦野市三屋70	北村楽治
41	愛甲郡南毛利村愛名一一五二番地	飯原重作	厚木市愛名1152	飯原一郎
42	愛甲郡南毛利村温水一〇五五番地	神崎喜作	厚木市温水1055	神崎秀之
43	愛甲郡萩野村上萩野五、六六三番地	岸竹治郎	厚木市上萩野5663	岸正義
44	愛甲郡萩野村中萩野五三番地	花上清太郎	厚木市中萩野53	花上雅男
45	愛甲郡中津村坂本五、四三九番地	柏木新次郎	愛甲郡愛川町中津5438	柏木誠
46	愛甲郡中津村八管一四九番地	足立原沖助	愛甲郡愛川町八管山149	足立原澄男

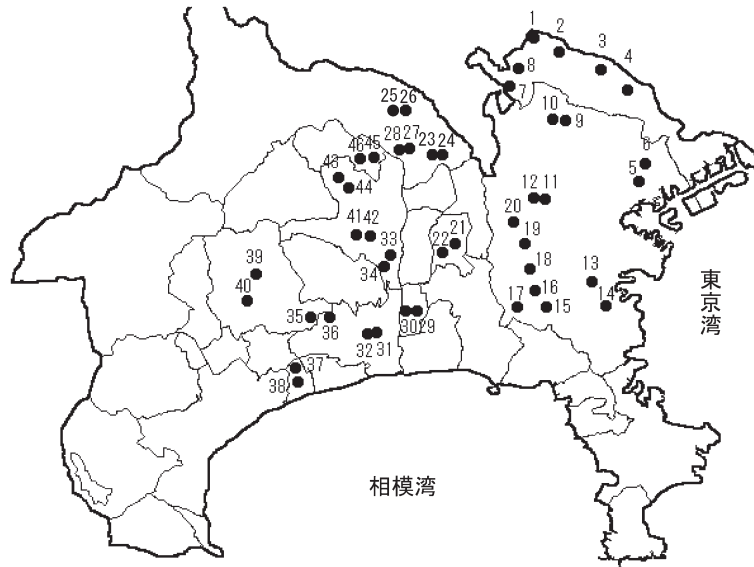


図1 46軒の分布地図 地図中の番号は表1の番号の所在地を示している。

あるが、小作農に適切な事例がない場合には自作兼小作農を選ぶとしている。

四項には調査結果を通観しての悲観的感想が述べられている。「農舎に於ても農地に於ても不便不利甚だ多く、無理無謀尠からざるを認む、如何に之に適応すへき乎、如何に之を補正すへき乎、如何に之を改造すへき乎、此の如き農舎に文化生活を実顕する端緒如何、此の如き農地に機械器具を実用する階梯如何、此の如き農業に共同計理を実施する方法如何、事例僅に五十、而かも疑問百出、各一案を要めて止まず」とする。調査担当者は、調査結果から農舎・農地の現状を極めて劣悪な状況にあると総括し、このような農舎に文化的生活を實現する糸口を見つけることができるか、このような農地に機械化が可能であろうかと、当惑し途方に暮れた様子が示されている。

五項では、いたしかたなく、調査した事例をまとめて一篇として、当初より指導を仰いでいる農商務省の石黒忠篤農政課長にその批評をいただくとともに、同憂の各位に提示し助力をいただきたいとしている。

以上のように、農舎や農地の改善を目的に調査を実施したが、その実態は極めて劣悪な状況にあると自虐的に総括している。当時の実情が担当者が総括するほど、悲観的であるかどうかはさておき、確かにこれらの調査事例から、将来にむけた方策を導き出すことは難しそうである。とはいえ、調査事例が示す当時の農村の詳細な実情は、今となつては極めて貴重な民家や農村環境を示す資料といわねばならない⁽³⁾。

調査が行われた46軒の農家は当時の神奈川県下の橘樹郡など7つの郡の23ヵ村に渡っている。46軒が所在する旧各郡各村および当時の居住者名は表1の左側の通りである。その90年ほど後の現在の住所・居住者名などは右側の通りである⁽⁴⁾。また、それぞれのおよその位置は図1の地図のようである。全県に渡って選ばれていることがわかる。

各村からは自作農・小作農がそれぞれ1軒選ばれているが、適当な小作農が見つからなかったのか、愛甲郡の3村では小作農の代わりに自作兼小作農がそれぞれ選ばれている。その結果県下で自作農23軒、小作農20軒、自作兼小作農3軒が選出されている。

都筑郡中川村の事例をもとに記事内容を確認すれば以下のようなようである。「農舎に関するもの」の1

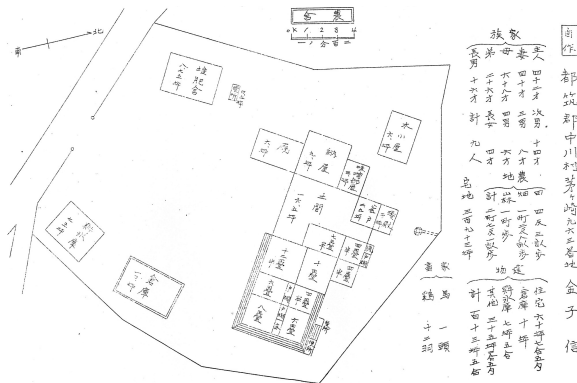


図2 都筑郡中川村茅ヶ崎 金子信家農舎

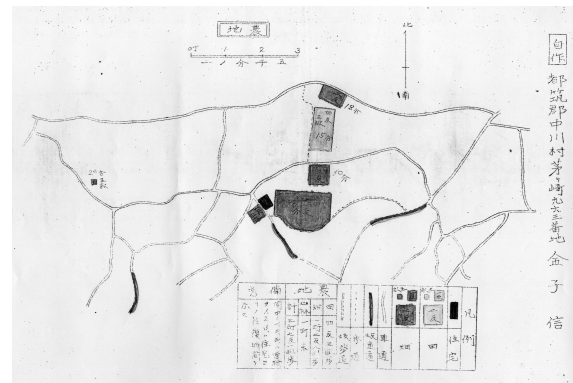


図3 都筑郡中川村茅ヶ崎 金子信家農地

頁(図2)はまず「自作, 都筑郡中川村茅ヶ崎九六三番地 金子 信」所有者名などが記され, 「家族 主人 四十二才, 妻 四十才, ……計九名」, 「農地 田 四反三畝歩, 畑 一町二反八畝歩, 山林一町歩, 計二町七反一畝歩」, 「宅地 三百九十三坪」, 「建物 住宅 六十坪七合五勺, 倉庫 十坪, 貯水庫 七坪五合, 其他三十五坪二合五勺, 計 百十三坪五合」, 「家畜 馬一頭, 鶏十二羽」と書き上げられる。さらに, 農舎というタイトルと200分の1のスケールバーおよび方位を示した宅地および主屋をはじめとする建物の間取りが図示される。⁽⁵⁾「農地に関するもの」の1頁(図3)は, 前頁同様に「自作, 都筑郡中川村茅ヶ崎九六三番地 金子 信」とまず所有者名が書かれる。「農地」というタイトルに5,000分の1のスケールバーと方位が添えられ, 道路・水路などが描かれた略地図に所有する自宅・耕地の配置を示す。自宅や耕地には一枚づつ手描きで彩色が施されおり, 凡例によると自宅が紫色, 田が黄色, 畑が茶色, 水路が水色である。さらに耕地までの往復時間をたとえば10分というように分単位で注記している。

民家の学術的調査のはじまり

日本において民家が学術的な研究対象となり, 民家の調査が始められたのは大正年間の中ばからのことである。柳田國男や農政官僚の石黒忠篤, さらに建築家の佐藤功一・今和次郎らによる民家研究会である白茅会が発足したのが大正6年(1917)のこと。この白茅会のメンバーの一人である石黒忠篤が『農舎及農地に関する現状』の調査にも深くかかわっていたことが, 先に示した緒言から明らかである。さらに, 今和次郎が日本で最初の民家についての本(『日本の民家』)を出版するのが, 『農舎及農地に関する現状』が発行された年と同じ大正11年であった。

また, 『農舎及農地に関する現状』のための調査が行われた大正10-11年は関東大地震のおこる直前の時期(前年および前々年)でもあり, 被害をうける直前の神奈川県下の農村の様相を示していることでも貴重であるといえよう。

農会

農会は, 第二次世界大戦前にあった農業の改良・発達をはかることを目的とした農業団体である。町村・郡・道府県・全国と系統だった組織だてであった。明治27年(1894)大日本農会は全国農事大会を開催し, 系統農会の結成を決議した。明治32年(1899)の農会法, 明治33年の農会令により, それまで任意団体であった系統農会は公法人化された。さらに明治43年(1910)の農会法の改

正により、農会の中央組織である帝国農会の法制化が実現した。ここに帝国一道府県一郡一市町村農会とするヒエラルキーをもった組織が完成し、統制的農政が確立する。帝国農会は、農業者の意見を集約・代表して政府や官庁に農業政策に関する建議を行う。一方、官庁が行うべき各種の農業調査を市町村農会を通じて代行することも多かった。道府県・郡・市町村農会は、農事の改良発達を計るため研究・調査・指導・奨励などの事業を行なった。

その神奈川県農会が行なった調査報告書のひとつが『農舎及農地に関する現状』である。

2 『農舎及農地に関する現状』からみた大正 10-11 年の民家の様相

宅地規模

宅地の最大は、高座郡寒川村の橋村豊八家の 663 坪である。次いで 556 坪・522.8 坪・502 坪と続いている。一方、最小は都筑郡柿生村萬福寺の中島福太郎家の 29.7 坪で、次いで小さいのが 67 坪の 1 軒、88 坪の 2 軒であり、100 坪に満たない宅地はこの 4 軒だけである。規模分布をみると 100 坪台の宅地が 14 軒、200 坪台が 14 軒と多く、300 坪台が 8 軒と続いている。平均坪数は 262.17 坪であるが、大きい宅地、小さい宅地がそれぞれあり、比較的格差が大きいといえよう。当然のことながら自作農が大きく、小作農が小さい傾向にある。とはいえ、小作農でも 499 坪と大きく、自作農でも 155 坪と比較的小さい場合もある。いずれにせよ、現代人の目からみれば全般に大きな宅地を持っているように映る。

家屋構成

主屋がない家は当然 1 軒もない。付属屋の棟数についてみると、まったく付属屋を持たないものから 9 棟の付属屋をもつものまでである。主屋と 2 棟の付属屋の 3 棟構成が 16 軒と最も多い。これに次ぐのは主屋と付属屋 3 棟、主屋と付属屋 4 棟の構成がいずれも 7 軒であり、主屋と付属屋 1 棟が 6 軒、主屋と付属屋 6 棟が 5 軒である。主屋だけの家は都筑郡二俣川村二俣川の入内島留五郎家 1 軒のみである。この家の主屋の場合土間と反対の妻側に庇を降ろし納屋を設けており、独立した付属屋の代わりにしているとも考えられる。主屋に付属屋 1 棟からなる 2 棟構成は 6 軒である。そのうち主屋に半坪の便所だけしかないものが 2 軒あり、そのほかは主屋に「納屋」あるいは「堆肥舎」をもつ構成である。付属屋のうち例数が多い建物は、「堆肥舎」の 36 軒、「納屋」の 34 軒である。納屋は独立の家屋にならず、主屋のうちに部屋として設けられる例も多い。これらの点からみて下便所を別にすれば、家屋構成は主屋と「堆肥舎」と「納屋」とから構成される 3 棟構成が多いとみて間違いはない。⁽⁸⁾ 主屋と 9 棟の付属屋をもつ高座郡寒川村の橋村豊八家（表 3 の 29）の場合は、「主屋」に「倉庫」「納屋・調製室」「堆肥舎・車小屋」「木小屋」「湯殿・味噌部屋」「便所」「豚舎」「牛舎」「離家」と多彩な構成である。

家屋配置

宅地ないにおける主屋と付属屋と乾燥場である空き地の配置には以下のようなタイプがある。A タイプは、主屋を宅地の奥に宅地の入り口の正面に建て、主屋の前方で入口との間に乾燥場となる広

表2 農地・建物・家畜等記事整理一覧

	住所・氏名	家族数	下男・子守他	自・小作の別	農地					建物					家畜					建蔽率(%)	
					田(反)	畑(反)	山林(反)	計(反)	宅地(坪)	住宅(坪)主屋	倉庫(坪)	貯水庫(坪)	その他(坪)	計(坪)	牛(頭)	馬(頭)	豚(頭)	鶏(羽)	養蚕(缶)		
1	橋脚郡稲田村東管四、四一七番地、 上原茂八	6	1	自作	1.2	5.8		7	332	43	6		6	55				5			17
2	橋脚郡稲田村登戸二、五七八番地、 田中福太郎	9		小作	6.2	9.7		15.9	214.5	26.95			18.5	45.45				3			21
3	橋脚郡中原村新城三九五番地、 松原興四郎	8		小作	14.4	3		17.4	236	23.25			4.5	27.75	1			4			12
4	橋脚郡中原村上小田五四七番地、 鹿島甚右衛門	10	1	自作	15.3	7.1		22.4	328	36.5			48.75					6			23
5	橋脚郡鶴見町東寺尾八一三番地、 熊澤萬吉	6	1	小作	1	8		9	159	13			9	22							14
6	橋脚郡鶴見町二、三四五番地、 池田亀五郎	8	3	自作	6.1	10.3		16.4	215	27			36	63	1			10			29
7	都筑郡柿生村萬福寺一二四番地、 鈴木多一郎	5	半雇1	自作	3.2	6.6	66.425	76.225	556	59	9		25.75	93.75				20			17
8	都筑郡柿生村萬福寺二八九番地、 中島福太郎	3		小作	5.516	2.725		8.315	29.7	11.25			2	13.25							45
9	都筑郡中川村茅ヶ崎九六三番地、 金子信	5		自作	4.3	12.8	10	27.1	393	60.75	10	7.5	35.25	113.5		1		12			29
10	都筑郡中川村牛久保一八五番地、 深川嘉兵衛	8		小作	4.5	6		10.5	195	22			10.5	32.5							17
11	都筑郡二俣川村二、〇一六番地、 齊藤佐吉	10	2	自作	3.2	19.8		23	163.79	33.5			25.7	59.2	1			6	17		36
12	都筑郡二俣川村二俣川一、九七〇番地 の二、 入内留五郎	7		小作	4.726	6.18		10.94	67	17.75			3.5	21.25				3			32
13	久良岐郡日下村笹下一四三番地、 山室条吉	8		自作	5.5	5.4		10.9	155	34			14	48							31
14	久良岐郡日下村上中里三二四番地、 友井庄次郎	6		小作	4	2.2		6.2	116	21			9	30							26
15	鎌倉郡本郷村公田六七三番地、 長沼柳蔵	5	1	自作	5.4	4.023		9.426	-	42.33			31.25	73.58							
16	鎌倉郡本郷村小菅ヶ谷二三三番地、 牛尾由蔵	7		小作	5.8	5	1.9	12.8	127	27.25			6.5	33.75			1	7			27
17	鎌倉郡豊田村田谷一、六九一番地、 矢島興市	7	1	自作	15.4	11.321		26.729	225	47.8	8.75		22.24	78.79	1			10			35
18	鎌倉郡豊田村上倉田二八番地、 相澤金蔵	7		小作	13.714	7.727		21.511	88	22.5			7.5	30							34
19	鎌倉郡中川村上矢部一、三四八番地、 石渡乙次郎	5		小作	7615	7.9		15.515	167	28.75			15	43.75					8		26
20	鎌倉郡中川村久和一六六番地、 相原喜一郎	4		自作	3.026	14.904	3.624	21.624	369	63	10		44	117			1	10	8		32
21	高座郡綾瀬村深谷四〇一〇番地、 比留川忠蔵	9		自作	4.915	29.8		34.715	294	58	5		29.25	92.25			1	9	32		31
22	高座郡綾瀬村吉岡九一二番地、 飯島徳太郎	6	1	小作	5.4	20.8		26.2	347	35.08			37	72.08	1			45	35		21
23	高座郡大野村中和田新開四九六七番 地、 鈴木仙太郎	6		自作		22		22	180	33.5			12.25	45.75				7	12		25
24	高座郡大野村中和田新開四九六七ノ 四、 川島廣吉	4		小作		17		17	88	15			0.5	15.5					8		18
25	高座郡相原村清兵衛新田一〇七一番 地、 小山藤次郎	5		自作		35		35	522.8	34.5			28.5	63					26		12
26	高座郡相原村清兵衛新田二三三番地、 小山良平	8		小作		30	7	37	390	43.75			14.5	58.25					40		15
27	高座郡麻溝村下溝一一三四番地、 政木吉利	6	2	自作	1.415	18.311		19.726	480	33			27.5	60.5			1	3			13
28	高座郡麻溝村當麻五四五番地、 上原辰五郎	7	1	小作	3.8	15.9		19.7	180	47.5			8	55.5	1			3	23		13
29	高座郡寒川村岡田一五七六番地、 橋村豊八	9		自作	17.017	20.006	8.403	45.426	663	45.75	11.25		42	99	1		3	6	15		15
30	高座郡寒川村小谷五八七番地、 阿瀬訪豊次郎	4		小作	6.609	12.007		18.616	288	26.25			18.25	44.5							15
31	中郡大野村真土四九一番地、 平井角左衛門	9		自作	4.709	15.72		20.504	502	41.5	8		28.5	78							16
32	中郡大野村真土五五一番地、 市川林之介	7		小作	1.709	7.513		9.222	118	16.81			0.5	17.31				10			15
33	中郡相川村岡田一、三五九番地、 山口廣吉	8	1	小作	18.415	1.7		20.115	150	19.25			13.5	32.75			3		5		22
34	中郡相川村長沼六八番地、 落合長治	9	2	自作	20.508	5.808		26.316	245	33	12		21	66						27	27
35	中郡大根村南矢名八九一番地、 高橋初五郎	10		自作	6.319	11.904		18.223	196	30.75	7.5		13.5	51.75			1				26
36	中郡大根村真田九四番地、 相原由蔵	8		小作	7.326	5.323		12.719	219	30.95			19	49.95		1					23
37	中郡吾妻村一色四二二番地、 橋川伴蔵	9		自作	3.425	11.901	14.429	29.825	257	32.5			20.3	52.8	1						21
38	中郡吾妻村中里八一二番地、 西山熊次郎	6	半雇1	小作	5.702	17.906	4.202	27.81	300	35.5			22.41	57.91	2		2	3	3		19
39	中郡北奈野村菩提一七六番地、 杉崎喜作	11	1	自作	3.426	12.501	9.609	25.606	373	38.25			48.5	86.75		1					23
40	中郡奈野村三屋七〇番地口号、 北村仁三郎	9		小作		13.3		13.3	499	32.75			28	60.75			1				12
41	愛甲郡南毛利村愛名一一五二番地、 飯原重作	6		自作	3.1	8.315	6.51	17.925	224	37	4		27.75	68.75				17	11		31
42	愛甲郡南毛利村温水一〇五五番地、 神崎喜作	9		自小作	8.8	12.7	1.1	22.6	227	40.5			18.75	59.25			1	6	27		26
43	愛甲郡萩野村上萩野五、六六三番地、 岸竹治郎	8		自作	3.3	10.3	4.5	18.1	182	35.5			16.5	52						10	29
44	愛甲郡萩野村中萩野五三番地、 花上清太郎	7		自小作	3.2	13.1		16.3	280	35			20.5	55.5				5	39		20
45	愛甲郡中津村坂本五、四三九番地、 柏木新次郎	10	半雇1	自作	4.8	10.7	2.6	18.1	290	55.25			22.5	77.75		1		7	23		27
46	愛甲郡中津村八管一四九番地、 足立原沖助	4		自小作	2.6	9.1		11.7	167	26.25			9.5	35.75						18	21

表3 付属屋一覧

	住所・居住者名	自小 作の別	倉庫	納屋	堆肥舎	カマド	木小屋	調整室	湯殿	便所	豚舎	牛舎・ 馬舎	鶏舎	貯桑場	糞糞室	味噌 部屋	隠居所・ 離家	その他	付属 屋数	井戸
1	橋掛郡稲田村東管四、四一七番地、 上原茂八	自	倉庫	納屋															2	井戸
2	橋掛郡稲田村登戸二、五七八番地、 中福太郎	小		納屋	堆肥舎	木小屋・ カマド	(木小屋・ カマド)												3	井戸
3	橋掛郡中原村新城三九五番地、 松原興四郎	小			堆肥舎・ 牛舎							(堆肥舎・ 牛舎)							1	井戸
4	橋掛郡中原村上小田五四七番地、 鹿島甚右衛門	自		納屋・木 小屋・便 所	堆肥舎・ 溜		(納屋・ 木小屋・ 便所)				豚舎					味噌部 屋・納屋			4	井戸
5	橋掛郡鶴見町東寺尾八一三番地、 熊澤萬吉	小		納屋・調 製室	堆肥舎			(納屋・ 調整室)											2	井戸
6	橋掛郡鶴見町二、三四五番地、 池田亀五郎	自			堆肥舎・ 牛舎・木 小屋	カマド	(堆肥舎・ 牛舎・木 小屋)	調整室	湯殿	便所		(堆肥舎・ 牛舎・木 小屋)	鶏舎						6	井戸
7	都筑郡柿生村萬福寺一三四番地、 鈴木多一郎	自	倉庫								豚舎						隠居所 門・納屋		4	井戸
8	都筑郡柿生村萬福寺二八九番地、 中島福太郎	小			堆肥舎					便所									2	井戸
9	都筑郡中川村茅ヶ崎九六三番地、 金子信	自	倉庫		堆肥舎		木小屋			便所								貯水庫	5	井戸
10	都筑郡中川村牛久保一八五番地、 深川嘉兵衛	小			堆肥舎					便所									2	井戸
11	都筑郡二俣川村二、〇一六番地、 齊藤佐吉	自		納屋(2)	堆肥舎・ 牛舎・便 所		(堆肥舎・ 牛舎・便 所)		湯殿	(堆肥舎・ 牛舎・便 所)	豚舎			貯桑場					6	井戸
12	都筑郡二俣川村二俣川一、九七〇番地の一、 入内島留五郎	小																	0	井戸
13	久良岐郡日下村笹下一四三番地、 山室桑吉	自		納屋	堆肥舎														2	なし
14	久良岐郡日下村上中里三二四番地、 友井庄次郎	小		納屋															1	井戸
15	鎌倉郡本郷村公田六七三番地、 長沼柳蔵	自		納屋・調 製室	堆肥舎		木小屋	(納屋・ 調整室)	湯殿										4	井戸
16	鎌倉郡本郷村小菅ヶ谷二三三六番地、 牛尾由蔵	小			堆肥舎						豚舎								2	井戸
17	鎌倉郡豊田村田谷一、六九一番地、 矢島興市	自	倉庫	納屋	堆肥舎・ 納屋														3	井戸
18	鎌倉郡豊田村上倉田二二八番地、 相澤金蔵	小			堆肥舎														1	井戸
19	鎌倉郡中川村上矢部一、三四八番地、 石渡乙次郎	小		納屋	堆肥舎														2	井戸
20	鎌倉郡中川村阿久和一六六五番地、 相原喜一郎	自	倉庫	納屋	堆肥舎		木小屋	納屋・調 製室										門	6	井戸
21	高座郡綾瀬村深谷四〇〇番地、 比留川忠蔵	自	倉庫	納屋	堆肥舎				湯殿・味 噌部屋	便所						(味噌・ 味噌部 屋)			5	井戸
22	高座郡綾瀬村吉岡九一二番地、 飯島徳太郎	小		納屋	堆肥舎		木小屋		湯殿			牛舎	鶏舎	貯桑場					7	井戸
23	高座郡大野村中和田新開四九六七番地、 鈴木仙太郎	自		納屋・堆 肥舎	(納屋・ 堆肥舎)					(鶏舎・ 便所)			鶏舎・便 所						2	井戸
24	高座郡大野村中和田新開四九六七ノ四、 川島廣吉	小								便所									1	井戸
25	高座郡相原村清兵衛新田一〇七一番地、 小山藤次郎	自							湯殿					貯桑場	糞糞室				3	井戸
26	高座郡相原村清兵衛新田二三三番地、 小山良平	小		納屋					湯殿・便 所	(湯殿・ 便所)									2	井戸
27	高座郡麻溝村下溝一一三四番地、 政木吉利	自		納屋・調 製室	堆肥舎・ 豚舎			(納屋・ 調整室)		便所	(堆肥舎・ 豚舎)								3	井戸
28	高座郡麻溝村當麻五四五番地、 上原辰五郎	小			堆肥舎・ 牛舎・便 所														1	井戸
29	高座郡寒川村岡田一五六番地、 橋村豊八	自	倉庫	納屋・調 製室	堆肥舎・ 車小屋		木小屋	(納屋・ 調整室)	湯殿・味 噌部屋・ 井戸	便所	豚舎	牛舎				(味噌・ 味噌部 屋・井戸)	離家	(堆肥舎・ 車小屋)	9	井戸 ※
30	高座郡寒川村小谷五八七番地、 阿諏訪豊次郎	小		納屋	堆肥舎														2	井戸
31	中郡大野村真土四九一番地、 平井角左衛門	自	倉庫	納屋	堆肥舎							堆肥舎・馬 舎							4	井戸
32	中郡大野村真土五五一番地、 市川林之介	小								便所									1	なし
33	中郡相川村岡田一、三五九番地、 山口廣吉	小		納屋・豚 舎・溜	堆肥舎						(納屋・ 豚舎・溜)								2	井戸
34	中郡相川村長沼六八番地、 落合長治	自	倉庫	納屋	堆肥舎 (2)	カマド				便所									6	井戸
35	中郡大根村南矢名八九一番地、 高橋初五郎	自	倉庫	納屋	堆肥舎						豚舎								4	井戸
36	中郡大根村真田九四番地、 相原由蔵	小		納屋・調 製室	堆肥舎・ 馬舎			(納屋・ 調整室)				(堆肥舎・ 馬舎)							2	井戸
37	中郡吾妻村一色四二二番地、 橋川伴蔵	自		納屋・堆 肥舎	(納屋・ 堆肥舎)							牛舎・納屋							2	井戸
38	中郡吾妻村中里八一二番地、 西山熊次郎	小		納屋・牛 舎・堆肥 舎	(納屋・ 牛舎・堆 肥舎)					便所・溜	豚舎(2)	(納屋・牛 舎・堆肥 舎)							4	井戸
39	中郡北奈野村菩提一七六番地、 杉崎喜作	自		納屋	堆肥舎・ 馬舎・味 噌部屋							(堆肥舎・ 馬舎・味 噌部屋)				隠居所			3	井戸
40	中郡奈野村三屋七〇番地口号、 北村仁三郎	小		納屋								納屋・馬舎							2	井戸
41	愛甲郡南毛利村愛名一一五二番地、 飯原重作	自	倉庫	納屋・豚 舎	堆肥舎					便所	(納屋・ 豚舎)							揚鈴室 (2)	6	井戸
42	愛甲郡南毛利村温水一〇五五番地、 神崎喜作	自小		納屋	堆肥舎・ 便所					(堆肥舎・ 便所)	豚舎								3	井戸
43	愛甲郡萩野村上萩野五、六六三番地、 岸竹治郎	自		納屋	堆肥舎				湯殿										3	井戸
44	愛甲郡萩野村中萩野五三番地、 花上清太郎	自小		納屋・調 製室	堆肥舎			(納屋・ 調整室)	湯殿	便所									4	井戸
45	愛甲郡中津村坂本五、四三九番地、 柏木新次郎	自		納屋・糞 糞室	堆肥舎・ 木小屋		(堆肥舎・ 木小屋)								(納屋・ 糞糞室)				2	井戸
46	愛甲郡中津村八管一四九番地、 足立原沖助	自小		納屋・堆 肥舎	(納屋・ 堆肥舎)				湯殿・便 所	(湯殿・ 便所)									2	井戸

括弧は重複記入を示す。
※建物内に井戸あり

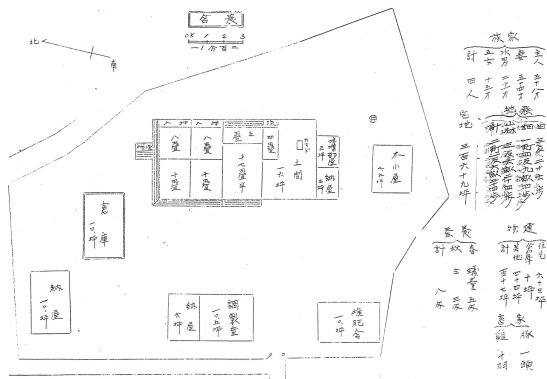


図4 Aタイプ家屋配置例：相原喜一郎農舎

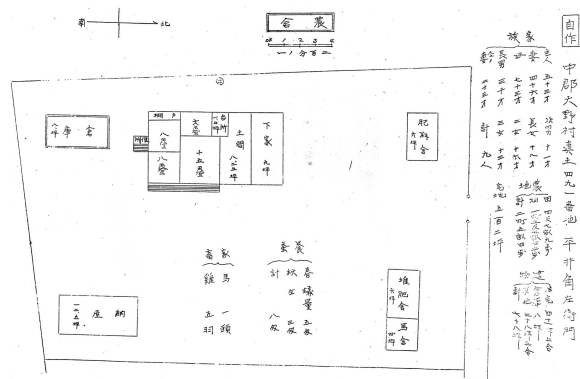


図5 Bタイプ家屋配置例：平井角左衛門家農舎

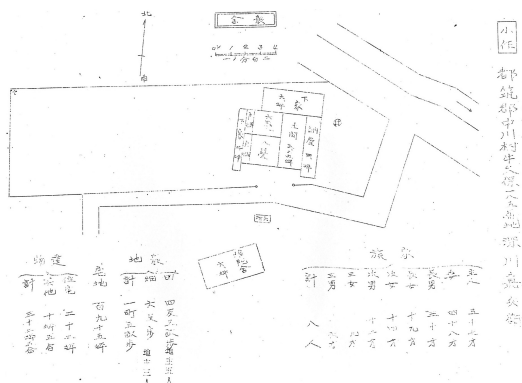


図6 Cタイプ家屋配置例：深川嘉兵衛家農舎

場を取り、広場を取り囲むように広場両側に付属屋を配するものである(図4)。このタイプの場合片側のみに付属屋が配されるものも含める。Bタイプは、主屋を宅地の左右いずれかの側に建て、主屋正面の方向は宅地入口の延長線に直角となるものである。すなわち、入口を直進して入ると左右いずれかに主屋があり、その主屋前の広場に出ることになり、付属屋は広場の周囲に配される。このタイプの場合も付属屋が片面だけに配される場合も含める(図5)。Cタイプ

は、主屋が宅地の最前面にあって前面道路に接するか、宅地入口の近くに建てられ、主屋の奥に乾燥場となる広場を配するタイプである(図6)。宅地の入口が明確でないもの、宅地を前面道路が分断する例など6軒を別にするると、Aタイプが21軒、Bタイプが14軒、Cタイプが5軒である。

Cタイプは宅地が比較的小さく、小作農の家ばかりである。Aタイプ、Bタイプはともに中央に乾燥場となる広場を置き、主屋と付属屋との連絡や管理にも都合がよいようである。経済力に余裕があれば、宅地のもつ条件によって、これら両タイプのいずれかになっているようだ。

主屋の向き(方位)

46軒の主屋の正面がどちらの方向に向いて建っているかについて分類してみると(表4)、主屋が南に面するのが26棟、南東に面するのが5棟、南西に面するのが3棟、東に面するのが7棟、西に面するのが4棟、北に面するのが1棟である。南東・南西に面する8棟も広義に南面とすれば7.4割ほど(34/46)が南面していると見ることができる。予想にたがわず南面するが多い。東に面するものが1.5割ほど(7/46)、西に面するものが1割に満たないほど(4/46)である。北に面する1軒は都筑郡柿生村の鈴木多一郎家である。当家は自作農で556坪の大きな宅地を持っているが、北側の前面道路に面して門(長屋門であろうか)を開いており、その正面奥に北面(道路に向かって)して主屋を建てた配置になっている。

建蔽率

建築面積の敷地面積に対する割合である建蔽率は現代の市街地では極めて重要な要素である。個々

の建築の環境や市街地の環境を確保すると共に、火災の拡大防止などにおいても空地を確保する目的で建蔽率の制限が行われている。その建蔽率が当時どれほどであったかも興味深いことである。建蔽率について整理してみると（表2）、建蔽率の最も高いもので45%、最も低いもので12%である。40%台は最大の事例のみの1軒、二番目に高率の36%を含め30%台が8軒、20%台が20軒、10%台が16軒である。20%台・10%台が多いことがわかる。45%と最も建蔽率の高い都筑郡柿生村の中島福太郎家は、主屋・堆肥舎併せての建築面積が13.25坪と小さいものの、宅地面積が46軒中最小の29.7坪であるため高い比率となっている。旧公図によると当家宅地の周囲には近接する宅地がまったくないようだ。隣家から少し離れたこのような立地を考えれば、環境には問題はなかったと思われる。

主屋規模

主屋規模が最も大きい住宅は鎌倉郡中川村阿久和の相原喜一郎家の63坪である。次いで大きいのは都筑郡中川村茅ヶ崎の金子信家の60.75坪である。一方、最も小さいのは都筑郡柿生村萬福寺の中島福太郎家の11.25坪である。次いで小さいのは橘樹郡鶴見町東寺尾の熊澤萬吉家の13坪である。いずれにせよ、極端に大きい主屋、逆に極端に小さい主屋が少ないように見える。これは緒言三項にある「農業経営の程度はその地方の普通程度を選ぶ」との選択規準に起因するのであろう。江戸時代末期の例からみても、一般的にはもっと極端に大きい主屋や小さい主屋があったはずである。分布を見れば30坪台が17軒と最も多く、20坪台が10軒、40坪台が8軒と続き、これらで35/46すなわち7.6割を占める。平均坪数は34.21坪である。

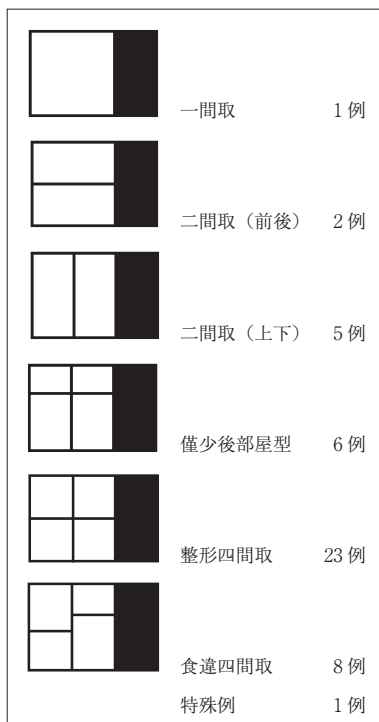


図7 平面形式の分類
（一間取・二間取は規模が小さく、四間取などは比較的規模が大きいが、模式的に示したため同一規模で表現されている。なお、黒塗は土間を示す。）

自作兼小作農の3軒を別にして、自作農と小作農に分けて規模についてみる。自作農の最大は全体の最大と同じであり63坪で、最小は27坪、次いで小さいのは30.75坪である。自作農の平均坪数は41.5坪である。一方、小作農の最大は47.5坪で、最小は11.25坪であり、平均坪数は25.8坪である。自作農の主屋平均坪数が小作農に比べ15坪ほど大きく、格差があることがわかる。

主屋平面

主屋平面から判断すれば一部の例外を除き、ほとんどの主屋は、大きな土間と床上部分からなる江戸時代から続く伝統的農家の形式である。平面の形式を分類すれば以下のように大別できよう⁽¹¹⁾（図7）。土間と床上1室からなる「一間取」（参考：図8）、土間と2室からなる間取りで前後に2室を配する「二間取（前後）」（参考：図6）と上手・下手に2室を配す「二間取（上下）」（参考：図9）、通常広間と呼ばれる土間沿いの大きな部屋の後方に奥行1間ほどで横に（桁行きに）細長い僅少な部屋をもつ「僅少後部屋型」（仮にこう呼ぶ。参考：図10）、床上部分を田の字

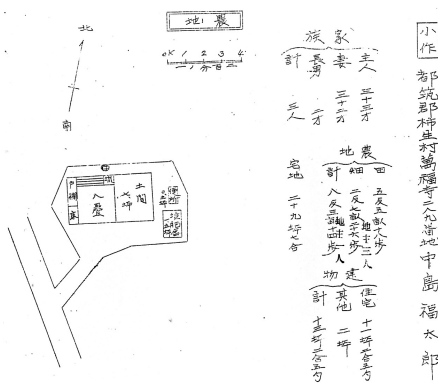


図8 一間取の例

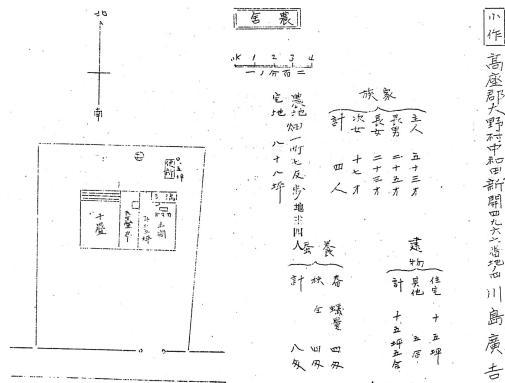


図9 二間取(上下)の例

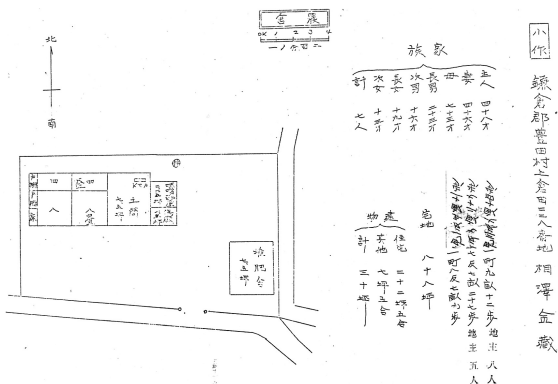


図10 僅少裏部屋型の例

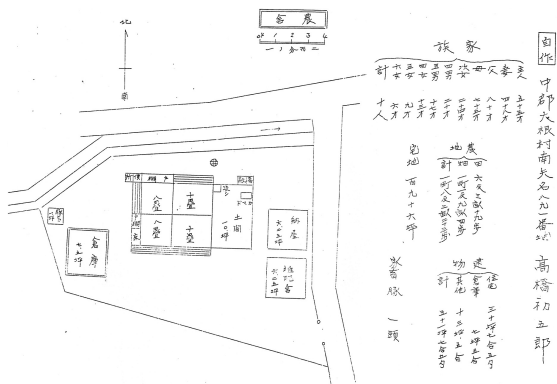


図11 整形四間取の例

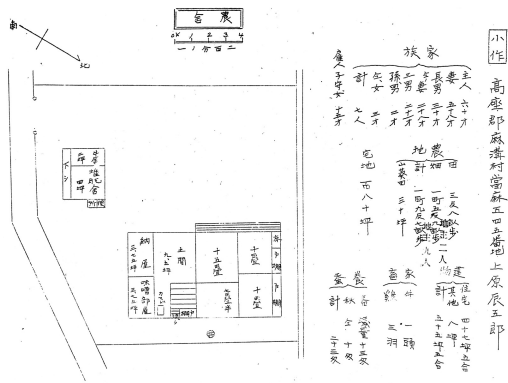


図12 食違四間取の例

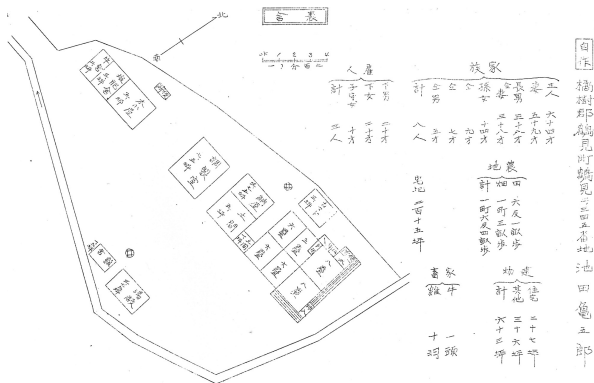


図13 特殊例

に区切った「整形四間取」(参考: 図 11), 田の字のように間仕切り線が十字に通らないで食い違う「食違四間取」(参考: 図 12)である。

「一間取」が 1 例, 「二間取 (前後)」が 2 例, 「二間取 (上下)」が 5 例, 「僅少後部屋型」が 6 例, 「整形四間取」が 23 例, 「食違四間取」8 例, 特殊例が 1 例である。特殊例の 1 例は土間をもたないサの字に間仕切った床上部分の棟と土間棟とを 1 坪の土間で繋いだ平面である⁽¹³⁾ (図 13)。床上の平面形は「整形四間取」の拡張型とみてよい。

「一間取」「二間取」はあわせて 8 例ある。大正 10-11 年の「農業経営の程度はその地方の普通程度を選ぶ」なかにおいても, 1~2 割ほどはこのような間取に住んでいたことが判明する。

8 例ある「僅少後部屋型」は, 土間沿い前の通常広間と称される部屋の後ろに, 奥行 1 間しかない横長の部屋を配しているのが特徴である。比較的奥行が広い「整形四間取」「食違四間取」の広間の

後ろに位置する部屋とは異質な部屋となっている。ただし、この部屋の用途が台所なのか寝間なのかは必ずしも明らかでない⁽¹⁴⁾。

「食違四間取」は8例ある。この型の中には通常広間と称される部屋を広くするため、後方よりで間仕切ったため、間仕切りが十字とならなかったと思しき例が5例ある。

「整形四間取」は5割以上を占め圧倒的に多い。このような実情をみると農家は古くから田の字型四間取であったと誤解されたのも無理からぬことであったと思われる⁽¹⁵⁾。「整形四間取」に分類したなかには、土間沿い後ろの部屋をさらに2分割したり、2分割した後方部分を板敷にした例がそれぞれ2例ずつある。これは「食違四間取」の広い広間を取るため間仕切りを後方にずらせた5例とも相通ずるものであると考えられる。これらは「整形四間取」に至る過渡期の形態を示していると考えべきなのであろうか⁽¹⁶⁾。

いずれにせよ、江戸期に主流を占めていたと思われるいわゆる三室広間型がまったく存在しないことには驚かされる⁽¹⁷⁾。

以上は大正10-11年当時の現状である。これらの中には大正期に建てられた主屋もあるが、当然江戸期や明治期に建てられた主屋も多く含まれている。それらは改造されることなく建てられた当初の状態のままの場合もあるが、時代状況にあわせて改造された主屋も多いはずである。大正10-11年当時の実状から、神奈川県下には三室広間型がなかったと結論づけることは早計であろう。大正10-11年当時の実状のなかに、建てられた当初は三室広間型であったが、改造の結果食違い四間取や整形四間取になった例も含まれている可能性が多分にあるからである。この点を十分に注意しておく必要がある。

なお、本資料には部屋の名称についてはほとんど記入されてなく、床上部分の各部屋には畳の枚数を示すのであろう何畳と記入されるのみである。唯一土間沿いの奥に位置する部屋に「台所」と記入される例が2例あるだけである。ただし、土間内に設けられる「厩」・「味噌部屋」・「納屋」などは機能上の名称が付されている。

主屋の設備・造作

主屋平面の中に記入された設備・造作について整理したものが表4である。

家格を示すであろうと思われる床^{とこ}についてみると、46軒中32軒の主屋に床の記入がある。逆に14軒には床の記入がない。床の記入のない14軒に自作農の主屋3棟が含まれている。特に、規模最大の相原家も含まれている。相原家は江戸時代には組頭を務めた家柄である。床があったにもかかわらず、相原家主屋平面には記入もれのため床が記入されなかったと考えるべきなのか、あるいは古い民家で江戸時代まで遡るものであるために床がないと考えるべきなのであろうか⁽¹⁸⁾。いずれにせよ、大正期の民家には全体の7割ほどに床があったことが判明する。特に自作農には多くの場合、床があったといえよう。床の設置場所は、四間取の場合の表側上手に位置する通常座敷と呼ばれる部屋の上手妻側に置かれる場合が25例と圧倒的に多い。また、同じ部屋の裏寄りの部屋境に置かれる場合も2例ある。

縁・戸棚・上便所なども多くの主屋に設置されていたようである。縁は8.7割ほどの40軒に設置されている。縁をもたない6軒はいずれも小作農である。縁も家格を示していると思われ、特にL

表4 主屋の内に設けられた設備・造作一覧

	住所・居住者名	主屋向き	床	仏壇	押入	戸棚	流し	カマド	いろり	上便所	縁	台所	湯殿	厩・牛舎	納屋	味噌部屋	その他
1	橘樹郡稲田村東管四、四一七番地、上原茂八	南東	床		押入	戸棚(3)	流し			上便所	L字縁	台所					
2	橘樹郡稲田村登戸二、五七八番地、田中福太郎	南				戸棚				上便所	L字縁	台所					
3	橘樹郡中原村新城三九五番地、松原興四郎	南				戸棚					—						
4	橘樹郡中原村上小田五四七番地、鹿島甚右衛門	南		仏壇	押入	戸棚(3)		「釜場」		上便所	L字縁				納屋		
5	橘樹郡鶴見町東寺尾八一三番地、熊澤萬吉	南	床		押入(2)	戸棚		「カマド」		上便所	縁	台所					
6	橘樹郡鶴見町二、三四五番地、池田亀五郎	南	床	仏壇	押入(2)	戸棚				上便所	縁				納屋		
7	都筑郡柿生村萬福寺一四番地、鈴木多一郎	北	床			戸棚	流し			上便所	コ字縁	台所			納屋		玄関
8	都筑郡柿生村萬福寺二八九番地、中島福太郎	南	床			戸棚	流し				縁						
9	都筑郡中川村茅ヶ崎九六三番地、金子信	南	床			戸棚(3)	流し	「釜戸」		上便所(2)	コ字縁		湯殿	厩	納屋	味噌部屋	
10	都筑郡中川村牛久保一八五番地、深川嘉兵衛	南				戸棚(2)					—				納屋		
11	都筑郡二俣川村二、〇一六番地、齊藤佐吉	南	床			戸棚(6)	流し			上便所	縁				納屋(2)		
12	都筑郡二俣川村二俣川一、九七〇番地の一、入内島留五郎	南				戸棚(4)		「カマド」		上便所	—				納屋		
13	九良岐郡日下村笹下一四三番地、山室衆吉	南	床			戸棚(3)	流し				縁						
14	九良岐郡日下村上中里三四番地、友井庄次郎	東				戸棚	流し	カマド			—						
15	鎌倉郡本郷村公田六七三番地、長沼柳蔵	南	床			戸棚(3)	流し			上便所(2)	縁					味噌部屋	
16	鎌倉郡本郷村小菅ヶ谷二三三番地、牛尾由蔵	南西	床			戸棚(4)	流し	カマド			—						
17	鎌倉郡豊田村田谷一、六九一番地、矢島興市	南東	床			戸棚(2)	流し	カマド		上便所(2)	縁			牛舎		味噌部屋	井戸
18	鎌倉郡豊田村上倉田二八番地、相澤金蔵	南	床			戸棚(2)		カマド			—		湯殿			味噌部屋	
19	鎌倉郡中川村上矢部一、三四八番地、石渡乙次郎	西				戸棚					L字縁	台所					
20	鎌倉郡中川村阿久和一六六番地、相原喜一郎	西			押入(2)		流し	カマド		上便所	L字縁				納屋	味噌部屋	
21	高座郡綾瀬村深谷四〇〇番地、比留川忠蔵	南	床			戸棚(2)				上便所(2)	縁	台所					養蚕室
22	高座郡綾瀬村吉岡九一二番地、飯島徳太郎	西	床			戸棚(2)			いろり	上便所	縁				納屋		
23	高座郡大野村中和田新開四九六七番地、鈴木仙太郎	南東	床			戸棚(2)				上便所	縁		湯殿				隠居所
24	高座郡大野村中和田新開四九六七番地、川島廣吉	南					流し	カマド			縁						
25	高座郡相原村清兵衛新田一〇七一番地、小山藤次郎	南	床			戸棚(2)	流し			上便所	L字縁				納屋		
26	高座郡相原村清兵衛新田二三三番地、小山良平	南				戸棚(2)	流し	カマド	いろり		縁						
27	高座郡麻溝村下溝一一三四番地、政本吉利	南	床			戸棚(3)	流し	カマド	いろり		縁				納屋		
28	高座郡麻溝村當麻五四五番地、上原辰五郎	南西	床			戸棚(3)	流し	カマド			縁				納屋	味噌部屋	
29	高座郡寒川村岡田一五七六番地、橋村豊八	西	床		押入	戸棚(4)				上便所	L字縁	台所					
30	高座郡寒川村小谷五八七番地、阿諏訪豊次郎	南東	床			戸棚(3)	流し	カマド		上便所(2)	縁					味噌部屋	
31	中郡大野村真土四九一番地、平井角左衛門	東				戸棚				上便所(2)	縁	台所					
32	中郡大野村真土五五一番地、市川林之介	南					流し	カマド			縁						
33	中郡相川村岡田一、三五九番地、山口廣吉	南				戸棚(2)	流し				縁	台所	湯殿				
34	中郡相川村長沼六八番地、落合長治	東	床			戸棚(2)	流し	カマド		上便所	縁						
35	中郡大根村南矢名八九一番地、高橋初五郎	南	床			戸棚(2)	流し	カマド		上便所	縁		湯殿				
36	中郡大根村真田九四番地、相原由蔵	南東	床		押入	戸棚(3)	流し	竈戸		上便所(2)	縁					味噌部屋	
37	中郡吾妻村一色四二二番地、橘川伴蔵	東				戸棚					L字縁						
38	中郡吾妻村中里八一二番地、西山熊次郎	南	床			戸棚(2)	流し			上便所(2)	縁					味噌部屋	
39	中郡北秦野村菩提一七四番地、杉崎喜作		床			戸棚(2)	流し	カマド(2)		上便所	縁						
40	中郡秦野村三屋七〇番地口号、北村仁三郎	南西	床			戸棚(3)	流し	カマド		上便所(2)	縁				納屋	味噌部屋	
41	愛甲郡南毛利村愛名一一五二番地、飯原重作	南	床			戸棚(2)		カマド			縁						
42	愛甲郡南毛利温水一〇五五番地、神崎喜作	東	床			戸棚	流し	カマド		上便所	縁		湯殿			味噌部屋	
43	愛甲郡萩野村上萩野五、六六三番地、岸竹治郎	東	床		押入	戸棚(2)	流し	カマド		上便所	縁	台所				味噌部屋	
44	愛甲郡萩野村中萩野五三番地、花上清太郎	南	床		押入	戸棚(2)	流し	カマド		上便所	縁					味噌部屋	
45	愛甲郡中津村坂本五、四三九番地、柏木新次郎	南	床			戸棚(5)	流し			上便所	L字縁			厩		味噌部屋	
46	愛甲郡中津村八管一四九番地、足立原沖助	東	床			戸棚(2)	流し				縁					味噌部屋	

カマドの欄のカギ括弧つきは部屋（スペース）を示す。括弧ないの数字は複数あることを示す。その他には事例の少ない施設をまとめている。

字・コの字の縁は家格を示しているようだ。

戸棚には台所に付属するものと座敷や寝室に設置されるものの2種類があるようだ。いずれにせよ、9割以上の43軒の主屋に設置され、複数の戸棚をもつ場合も多い⁽¹⁹⁾。

主屋床上から縁側・廊下を通じて直接行くことができる上便所は29軒に設けている。うち3軒は2箇所⁽¹⁹⁾に設け、7軒はふたつに区切っている。ふたつに区切った7軒は大便・小便に分けたものと考えられる。2箇所⁽¹⁹⁾に設けた3軒は客用と家族用とに分けたのか、大便・小便に分けたのかは定かでない。

囲炉裏は平面図に四角く囲んだ囲炉裏らしい図の記入がある例が3軒あるのみである。『農舎及農地に関する現状』に収録されたの図面には囲炉裏の記入がない矢島家主屋には囲炉裏が残されており、多くの場合囲炉裏は存在していたも、図面上では省略されたようだ。かまどは24棟の主屋のなかで確認することができるが、うち4例はかまどという設備ではなく、かまどが置かれたであろう場所やスペースを示している。ほかに別棟にかまどを置く場合が3例ある。かまどがまったく記入されない例も多く、記入を省略された場合があるようだ。

主屋の土間に接して湯殿が設置される例が6軒ある。ほかに湯殿は付属屋として設けられる場合が11軒ある。あわせて17軒すなわち3.7割ほどに湯殿が設置されていたようだ。土間内や土間に接して「厩」が2例、「牛舎」が1例設けられている。ほかに付属屋として「牛舎」が7例、「馬舎」が2例あるが。いずれにせよ、近世期に比べ主屋に内厩を設ける例が極めて少ない。衛生面を考慮するようになり、外に独立の牛舎・馬舎を作り内厩を廃止したためではなかろうか。

付属屋

注目される付属屋として倉庫がある。倉庫は他の建物とは異なり、2重の線で壁が描かれており、単なる倉庫ではなく、土蔵だと思われる⁽²¹⁾。46軒中11軒に土蔵（倉庫）があり、11軒はいずれも自作農の家である。土蔵（倉庫）は家格を示す建物でもあったようだ。規模は4～12坪の間に分布し、10坪の土蔵が2棟あるものの、他は大小さまざまに分散している。

納屋は農具の収納や作業場として使われる施設であり、必須に近い家屋であろう。納屋を付属屋としてもつ場合が34軒、付属屋の納屋を持たないが主屋の内に納屋を設ける場合が6軒、まったく納屋をもたない場合が6軒である。まったくない6軒は土間でその役割を果たすのであろうか。

38棟と事例数の多い「堆肥舎」は肥料として重要な堆肥を収納する施設であろう。堆肥舎のみの単機能の施設が23例、堆肥舎に牛舎が含まれる場合が5例、納屋が含まれる場合が4例、便所および「馬舎」が含まれる場合がそれぞれ3例である。そのほか「木小屋」「車小屋」「味噌部屋」を併存させる例もある。堆肥舎が肥料収納の施設であることを考えれば、牛舎など家畜舎や便所が含まれて当然のことだと考えられるし、物置の納屋が併設されるのもまた許容の範囲だと思われる。しかし、1例だが「味噌部屋」を併設する例がある。「味噌部屋」は厨房用の雑具や味噌・醤油・漬物など貯蔵食品を収納する場所であろう。いずれにせよ食料品を貯蔵する場と「堆肥舎」が併存することには多少の違和感をもたずにおれない。付属屋に「味噌部屋」を設ける例は先の例を含め4例である。残る3例は湯殿や納屋と併存している。「味噌部屋」は主屋のうちに設けることが多く15例を確認することができる。

そのほか「調製室」「木小屋」がそれぞれ8例ある。「調製室」は粃摺臼・粃剥機・脱穀機などを備えた建物ではないかと思われる。⁽²³⁾「木小屋」は「もしき小屋」とも呼ばれたようで、薪などたきものを収納しておく家屋であったようだ。⁽²⁴⁾

家畜舎も豚舎（8例）・牛舎（7例）・馬舎（3例）・鶏舎（3例）とそれぞれある。

養蚕に関係する施設は「養蚕室」（2例）、「貯桑場」（3例）があるほか、一軒に「揚杵室」がある。「揚杵室」は、生糸を糸巻きから、糸揚げに巻き返す作業に使う「揚げ杵」を作る部屋ではないかと思われる。

特殊な付属屋としては「貯水庫」（1例）がある。「貯水庫」は冬のうちに氷を取り、夏まで貯蔵しておく建物であろうか。その氷をなにに使うのかは不明である。

そのほか門・隠居所・離家をもつ場合があるが、これらはいずれも自作農の家で余裕のある家に限られているようである。

付属屋ではないが、井戸は重要な施設であったと思われ、46軒中44軒に記入されている。

3 現存する主屋（矢島家主屋）

現住所・現在地をまったく同定できなかった2軒を除く44軒について、2008年現在の時点で敷地・家屋がどのようにになっているかについて、現地調査を行なった。その結果、大正当時の主屋が残っているのは矢島家1軒だけであることが判明した。⁽²⁵⁾ここでは、矢島家の大正10-11年の状況と2008年の現状を比較しつつ検討する。

表5 矢島家の新旧住所

大正10・11年		2008年現在	
鎌倉郡豊田村田谷一，六九一番地	矢島興市	横浜市栄区田谷町1691	矢島寛

表5の左が矢島家の大正期，右が2008年現在の住所および当主名である。鎌倉郡豊田村から横浜市栄区へと変わっているが、それ以下はほぼ変わっていないので当家を同定するのは比較的容易である。聞き取り調査によると、矢島寛家は矢島太郎家からの分家で、屋号を「しんや（新家）」と称している。また、現当主寛氏から3代前の興市氏までは遡ることができるが、それより以前の先祖については明らかでない。しかし、分家してから興市までの間に3・4代はあるだろうとのことである。⁽²⁶⁾



図14 矢島寛家住宅

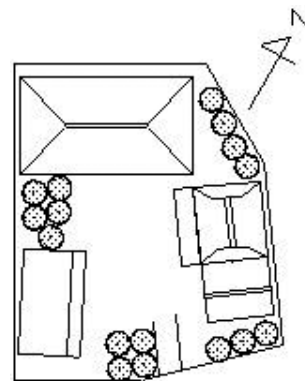


図15 矢島寛家住宅配置図

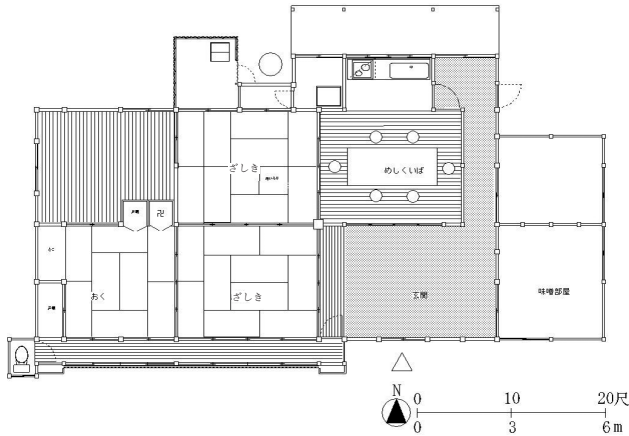


図 16 矢島寛家主屋現状平面図

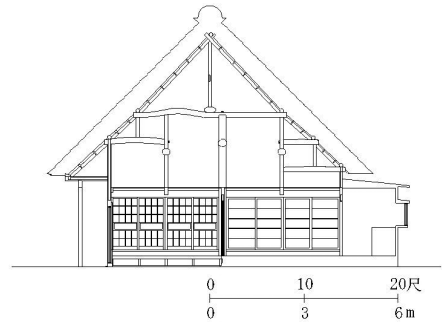


図 17 矢島寛家主屋現状断面図

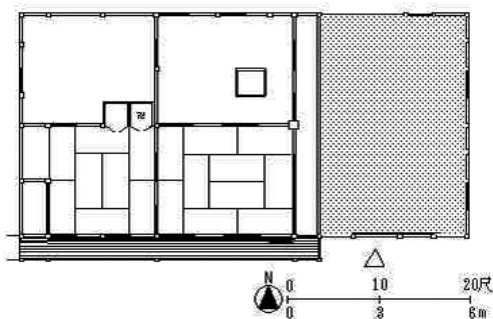


図 18 矢島寛家主屋復原平面図

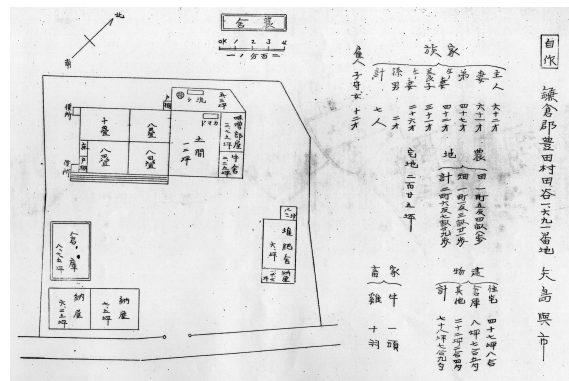


図 19 矢島興市家農舎

一方、矢島寛家の墓碑銘からは寛政12(1800)年や文化4(1807)年の年紀が確認できる。これらの墓に分家以降に亡くなられた人たちが葬られているとすれば少なくともこれ以前に分家したことになり、分家の時期は江戸時代後期ではないかと思われる。

現地実測調査をもとに作成した図面が図16~18である。一方、図19が『農舎及農地に関する現状』に収録された矢島興市家である。現状平面においては前後の「ざしき」とされる2室が、それぞれ10畳になっている。一方、『農舎及農地に関する現状』ではそれぞれ8畳となっており差異がある。そのほか背面張り出し部分に変更箇所があるが、残る箇所はよく一致しているといえよう。現状調査からはふたつの「ざしき」部分からは増築された痕跡を確認することはまったくできない。この点より考えれば、この差異は大正期の調査時に誤って記録されたことによるものと判断される。

痕跡や聞き取りから平面の復原をする。土間に張り出した「めしくいば」や土間部分上部に張られた根天(27)天井は先代清治氏が婿入りに際し実家が造作したものであり、当初は広い土間で天井はなく吹き抜けていたようだ。前面に付けられた縁側の内側に雨戸の戸袋の痕跡が残っているところから判断すれば、当初縁側は外縁で、縁の内側に雨戸が立て込まれていたようだ。土間の妻側に張り出した「味噌部屋」などや背面の張り出しは大正期には既に付いているが、建築当初にはなかったものである。また、後ろ側の「ざしき」とその上手の部屋境には押板が残っている。

先に検討したように、矢島家が分家したのは江戸時代後期のことのようにであり、その後建て替えられたとの伝承もない。さらに、復原結果や構法手法などから判断すれば、矢島家主屋は江戸時代後期まで遡るとみて無理はない。以上の点から矢島家主屋は江戸時代後期の建築とみてよいと判断され

る。

宅地について、『農舎及農地に関する現状』に収録された図、旧公図、現公図や土地台帳⁽²⁸⁾を比較検討すれば、相続による所有権の移転はあるものの、まったく変わっていないことが判明する。

現存する付属屋は、いずれも近年の建築である。現在、作業舎と車庫が建つ位置には20年ほど前まで土蔵・納屋が建っていた。現在、離れが建つ位置にはかつて堆肥舎が建っていた⁽²⁹⁾という。矢島家においては、20年ほど前まで主屋・堆肥舎・土蔵・納屋の4棟構成のほぼ大正期の様相を保っていたようである。

4 おわりに

『農舎及農地に関する現状』をもとに、大正10-11年の神奈川県下の農家の様相について検討してきた。主な点について箇条書きで示せば以下のようである。

- ①宅地は平均260坪ほどであるが、格差が大きいようである。
- ②家屋構成は主屋・納屋・堆肥舎の3棟構成が多い。
- ③主屋規模は30坪台が17軒と4割ほどを占めており、平均坪数も34.21坪である。
- ④平面形式は「整形四間取」が5割以上を占め圧倒的に多く、大正期当時は三室広間型がまったくなかった。
- ⑤大正期の民家には全体の7割ほどに床^{とこ}があった。

そのほか、現存する矢島家主屋は江戸時代後期の建築で、明治・大正・昭和を通して現在地に建ち続けている。さらに、矢島家は20年ほど前までは大正期の様相をほぼ保っていたことなどを明らかにした。

しかし、時間の都合で大正10-11年から現在にかけての宅地と建物がどれほど持続し、どのように変容したかについては、矢島家主屋がよく残っている点について触れたのみで、詳細に検討することができなかった。神奈川県下の農家の持続と変容については次号で報告する予定である。

注

- (1) 神奈川県農会では、これを遡ること20年ほど前の明治34-35年に神奈川県下の4つの農村の農家の様相を統計的に調査報告した村是調査書がある。これら村是調査書については津田良樹「明治34-35年の神奈川県下の農村における住環境と家財道具—神奈川県農会による村是調査書を中心に—」(日本建築学会計画系論文集 第621号, 2007年11月)で既に報告した。また、『農舎及農地に関する現状』については、津田良樹「歴史史料となった民族調査資料」(『神奈川大学評論33』1999年)で一部紹介した。
- (2) 戦前期の農政官僚のちに政治家。「農政の神様」といわれた。小作慣行調査、小作調停法の立案に尽力し、石黒農政とよばれる農業改革路線を推進した。大正8年7月~大正13年9月にかけて石黒忠篤が農務局農政課長を務めている。(日本農業研究所、『石黒忠篤伝』, 岩波書店, 昭和44年8月。)
- (3) 宅地は区画整理など大幅な変動がないかぎり現在の公図とよく一致している。建物についても、後に触れるように、矢島寛家では一部誤記もあるようだがよく一致しているといえよう。一部に誤記がある場合もあるが、趨勢把握するためには問題ない程度だと考える。
- (4) 90年前に住所・住居者名から、現在の住所を同定することは必ずしも容易なことではない。町村合併を経て住所が大きく変更していることが多く、区画整理や近年の市街化によって土地の統廃合が行なわれた場

- 合はさらにむつかしい。『日本地名大辞典〈14〉神奈川県・新旧公図（地籍図）・土地台帳・登記簿などから現在地を判断し、現地調査を行なった。それでも同定できない場合が2例ある。新旧公図などの資料および現地調査にもとづく検討については別稿を用意している。
- (5) 宅地の面積や形は法務局所蔵の古い公図（地籍図）とほとんどの場合よく一致している。
- (6) 独立した下便所をもつ場合が13軒ある。他の付属屋に便所を含む例が4例ある。また、主屋のなかに上便所がある場合が29軒ある。29軒のうち7軒は独立下便所も併せもち、3軒は付属屋に含まれば便所もっている。一方、まったく便所が無いものが10軒あり、当時は人糞が肥料として重要であったことを考えれば、きわめて不審なことである。粗末な小規模の下便所は省略して記入されなかったのではないと思われる。
- (7) 付属屋には「納屋・木小屋・便所」のごとく複数の機能名が書かれた建物もあり、建物を機能により分類するのが難しい場合もあるが、二重に数えられることもかまわずに、その種の付属屋を所持しているかどうかについて検討する。
- (8) 注6のように下便所は省略された場合がありそうなので、下便所を別にした場合である。
- (9) 北関東の例ではあるが、江戸時代末期の農村の最大規模の民家は100坪ほどある場合が珍しくない（津田良樹『街道の民家史研究』1995年2月、芙蓉書房出版）。
- (10) 平面形式で特殊例として扱う事例は土間をもたない床上部分の棟と土間棟とを1坪の土間で繋いだ平面である。平面上だけからは伝統的民家の分棟型なのか、近代的住宅を加味した民家なのか判断に苦しむ例である。
- (11) 土間に床上を張り出した例が散見されるが、平面形式の分類では張り出し部分を考慮せずに分類する。
- (12) 「二間取（上下）」には、「二間取（上下）」の型を骨格にして、前後に部屋を拡張した例が含まれる。
- (13) 平面形だけから正確な判断は難しいが、床上部分と土間棟から構成されるいわゆる分棟型民家かもしれない。
- (14) 相原勝氏のご教示によれば、旧主屋は壊されて現存しないが、かつてはこの土間沿い裏側の部屋で食事などしたという。相原氏のご教示や裏側の部屋やその周辺に流しが設置されている場合が多いことなどから判断すれば、台所・勝手に類する部屋の可能性が高い。
- (15) 太田博太郎「近世の農家」（『建築学大系 28 独立住宅』昭和38年、彰国社、所収）によれば「以前はこの間取（田の字型平面）がごく古くからのものであると考え、出雲大社本殿の平面との類似性さえも論じられた。またそれほど古くもってゆかないにしても、書院造の平面はこの農家の田の字型間取から発達したのとするのが通説であった。」とされている。
- (16) ひとつの仮説として、三室広間型から、広間の裏側部分を幅1間ほどに囲い「台所」とする型へと移行し、さらに間仕切を残したまま田の字に分割するか、もしくは間仕切位置を表側に寄せて田の字に分割して整形四間取に移行したとの発展過程を想定することも考えられよう。
- (17) 江戸時代中後期の北関東の例ではあるが、一般的には三室広間型が主流をなしている（津田良樹『街道の民家史研究』1995年2月、芙蓉書房出版）。
- (18) 注14に同じ。壊される前の相原家の主屋には床・柵が備わっていたという。大正期の農会による調査において記入漏れしたのか、その後の改造なのかは不明。大規模な六間取であるが、土間沿い表側に広い広間を設けているなど、整形四間取の拡張形であるサの字型平面となっていないなど、図から見る限り古式を示しているようである。その点から考えれば、単純に書き落としとするべきではなく建築当初は図の如く床はなかったが、大正期以降に増設されたと考えるべきではないかとも考える。
- (19) 戸柵がない主屋は3棟しかないが、そのひとつが規模最大の相原家である。戸柵はないものの押入はある。注18同様に単純に書き落としなどと考えるより、戸柵がない点むしろ古式を示していると考えべきなのかも知れない。
- (20) 現存する唯一の主屋である。後に詳述する。
- (21) 大正期当時の土蔵が現存する相原家の倉庫の例からも、二重線で囲まれた倉庫が土蔵であることが裏付

けられる。

(22) 1軒に2棟ある場合が2例あるため、家屋構成の項の数値より2棟多い。また、堆肥舎以外の納屋などの機能を含む場合もここでは「堆肥舎」としている。以降、他の付属屋でも同様な扱いであるから二重に数えられる場合もある。

(23) 注14に同じ。かつて相原家の門の隣にあった「調製室」には脱穀機が置かれていたが、天気の良い日などにはその建物内で脱穀が行われ滓は建物外に飛ばしたという。

(24) 注14に同じ。木小屋を「もしき小屋」と称していたという。

(25) 主屋が残っているのは矢島寛家だけであるが、付属屋が残る事例として相原勝家（土蔵・門）、飯島家（木小屋・湯殿）、長沼芳人家（湯殿）がある。これら現存する付属屋および46軒の90年後の持続と変様については、本論文に続く別稿を用意している。

(26) 矢島家は、3代前の與市以前に何代かあるようだが明確ではない。與市以降は「與市一定吉一清治一寛（現当主）」と続く。

(27) 矢島寛氏のご教示による。

(28) いずれも横浜地方法務局栄出張所所蔵。

(29) 注27に同じ。